

国立大学法人政策研究大学院大学 第4期中期目標・中期計画（素案）

中 期 目 標	中 期 計 画				
<p>(前文) 法人の基本的な目標 公共政策に関する研究と教育を通して、日本ならびに世界における民主的な社会統治の普及・充実・強化に貢献する。 このため、次の活動を展開する。 ・世界的にも卓越した研究・教育を実現するため、国際的スタンダードに適合した研究・教育システムの革新、環境・条件の確保を図る。 ・政策研究の学問的確立を先導するとともに、現実の政策課題についても時宜に応じた政策提言を行うための基盤を整備する。 ・各国・国際機関における政策指導者、社会各界・各層の真のエリートを養成する。 ・政治家、行政官、産業人、研究者からなる、開かれた政策構想の交流の場（ポリシー・コミュニティ）を形成する。</p>					
<p>◆中期目標の期間 中期目標の期間は、令和4年4月1日～令和10年3月31日までの6年間とする。</p>					
<p>I 教育研究の質の向上に関する事項 1 社会との共創 (1) 我が国の持続的な発展を志向し、目指すべき社会を見据えつつ、創出される膨大な知的資産が有する潜在的可能性を見極め、その価値を社会に対して積極的に発信することで社会からの人的・財政的投資を呼び込み、教育研究を高度化する好循環システムを構築する。③</p>	<p>I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 社会との共創に関する目標を達成するための措置 1-1 世界各地のSDGsの実行手段の担い手たる優秀な人材を育成するとともに、高度な政策研究の推進とその成果発信を通して、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs)を中核とする持続可能な開発のための2030アジェンダに貢献する。</p> <table border="1" data-bbox="831 1297 2063 1445"> <tr> <td>評価指標</td> <td>1-1-1 教員一人当たり平均の研究業績数について、年間概ね1件以上を維持する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-1-2 世界銀行による国民総所得（GNI）に基づく国・地域別所得分類(Fiscal Year 2021)におけるLow income 及びLower-middle income に分類される国からの留</td> </tr> </table>	評価指標	1-1-1 教員一人当たり平均の研究業績数について、年間概ね1件以上を維持する。		1-1-2 世界銀行による国民総所得（GNI）に基づく国・地域別所得分類(Fiscal Year 2021)におけるLow income 及びLower-middle income に分類される国からの留
評価指標	1-1-1 教員一人当たり平均の研究業績数について、年間概ね1件以上を維持する。				
	1-1-2 世界銀行による国民総所得（GNI）に基づく国・地域別所得分類(Fiscal Year 2021)におけるLow income 及びLower-middle income に分類される国からの留				

	<p>学生の割合を、概ね5割を維持する。</p> <p>1-1-3 本学及び前身である埼玉大学政策科学研究科（GSPS）修了生のSDGsに貢献する活動を表彰する取組である「SDGsアワード」の実施。</p> <p>1-2 国内外の政府及び関係機関並びに広く社会との国際的な交流や連携を促進し、連携機関との教育プログラムや研修事業の実施などを通して、優秀な教員や学生を獲得するとともに受託研究や共同研究等を積極的に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="833 491 2067 638"> <tr> <td>評価指標</td> <td>1-2-1 社会人学生割合9割程度を維持する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-2-2 受託研究の教員一人当たり平均の受入額及び件数について、第4期中期目標期間を通じて高い水準（第3期中期目標期間の実績（平均値）程度）を維持する。</td> </tr> </table> <p>1-3 新聞やメディアを通じた研究成果等の情報発信や、国の審議会・有識者懇談会等又は地方公共団体委員会等における活動等の政策に貢献する活動を行うことを通じて、社会と研究活動の好循環を生む。</p> <table border="1" data-bbox="833 799 2067 1037"> <tr> <td>評価指標</td> <td>1-3-1 中央政府及び地方公共団体等の審議会・委員会などでの活動事例の随時情報発信。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-3-2 各種メディアを通じた情報発信の回数について、第4期中期目標期間中に教員一人当たり平均の情報発信数年間1.65回（第3期中期目標期間の最終目標値の1割増）以上を達成する。</td> </tr> </table>	評価指標	1-2-1 社会人学生割合9割程度を維持する。		1-2-2 受託研究の教員一人当たり平均の受入額及び件数について、第4期中期目標期間を通じて高い水準（第3期中期目標期間の実績（平均値）程度）を維持する。	評価指標	1-3-1 中央政府及び地方公共団体等の審議会・委員会などでの活動事例の随時情報発信。		1-3-2 各種メディアを通じた情報発信の回数について、第4期中期目標期間中に教員一人当たり平均の情報発信数年間1.65回（第3期中期目標期間の最終目標値の1割増）以上を達成する。
評価指標	1-2-1 社会人学生割合9割程度を維持する。								
	1-2-2 受託研究の教員一人当たり平均の受入額及び件数について、第4期中期目標期間を通じて高い水準（第3期中期目標期間の実績（平均値）程度）を維持する。								
評価指標	1-3-1 中央政府及び地方公共団体等の審議会・委員会などでの活動事例の随時情報発信。								
	1-3-2 各種メディアを通じた情報発信の回数について、第4期中期目標期間中に教員一人当たり平均の情報発信数年間1.65回（第3期中期目標期間の最終目標値の1割増）以上を達成する。								
<p>2 教育</p> <p>(1) 研究者養成の第一段階として必要な研究能力を備えた人材を養成する。高度の専門的な職業を担う人材を育成する課程においては、産業界等の社会で必要とされる実践的な能力を備えた人材を養成する。(修士課程) ⑦</p>	<p>2 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>2-1 公共政策の立案と推進、評価のために必要な専門教育を主に行政官・実務家といった社会人学生に対して実施する。社会科学分野(経済学、政治学、災害リスクマネジメント、海上保安、リーダーシップ、科学技術イノベーション政策など)を中心に精選した複数の教育プログラムを提供する。</p> <p>上記の幅広い学問分野をカバーする学術的科目と各政策領域の実践的科目を提供し、パブリックセクター(狭い意味での官公庁のみならず、国際機関、インフラ関連企業、非政府組織等も含む)からの人材養成ニーズに応える。</p> <table border="1" data-bbox="833 1382 2067 1433"> <tr> <td>評価指標</td> <td>2-1-1 修士課程における修了生の公務への就職割合6割以上を維持する。</td> </tr> </table>	評価指標	2-1-1 修士課程における修了生の公務への就職割合6割以上を維持する。						
評価指標	2-1-1 修士課程における修了生の公務への就職割合6割以上を維持する。								

2-2 国内外の政府部門で働くミッドキャリアの行政官等を中心に、最新の政策課題への対応能力と高度な分析手法に関するリカレント教育を効果的・効率的に施し、多くの即戦力人材を養成する。

評価指標	2-2-1 社会人学生割合9割程度を維持する。(1-2-1再掲)
------	----------------------------------

(2) 深い専門性の涵養や、異なる分野の研究者との協働等を通じて、研究者としての幅広い素養を身に付けさせるとともに、独立した研究者として自らの意思で研究を遂行できる能力を育成することで、アカデミアのみならず産業界等、社会の多様な方面で求められ、活躍できる人材を養成する。(博士課程) ⑧

2-3 公共政策に関わる現職の行政官・実務家や研究者志向の学生を対象として、幅広い学問的知識と精緻な方法論を駆使して政策課題を分析・解決する高度で実践的な能力を身につけさせる。

評価指標	2-3-1 博士論文提出資格試験(QE)実施率10割を維持する。
	2-3-2 博士課程における修了生の就職割合について、第4期中平均して公務部門への就職者の割合が部門別で最も高い状態を維持する。

(3) データ駆動型社会への移行など産業界や地域社会等の変化に応じて、社会人向けの新たな教育プログラムを構築し、数理・データサイエンス・AI など新たなリテラシーを身に付けた人材や、既存知識をリバイスした付加価値のある人材を養成することで、社会人のキャリアアップを支援する。⑩

2-4 現代社会における課題や制度が一層多様化・複雑化するなか、行政への信頼確保向上を目指すには、EBPM(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング)に資する政策分析能力を備えた人材を育成する必要があり、そのためにデータサイエンス関連の充実したカリキュラムを提供する。

評価指標	2-4-1 データサイエンス関連科目履修者数について、第4期中期目標期間中に延べ1,500人以上を達成する。
------	--

(4) 学生の海外派遣の拡大や、優秀な留学生の獲得と卒業・修了後のネットワーク化、海外の大学と連携した国際的な教育プログラム等の提供等により、異なる価値観に触れ、国際感覚を持った人材を養成する。⑫

2-5 日本人学生と留学生のバランスに配慮しつつ、高度な知識と専門性を英語で提供し、グローバル・プロフェッショナルとして活躍できる知識と国際感覚を持った学生を育成する。

評価指標	2-5-1 授業科目の使用言語について、英語と日本語の割合概ね6対4を目安とした提供を維持する。
------	--

2-6 日本の中に構築した国際的な教育研究環境を活かして国内外の学生の協働を促進することを通して、国際的な交渉力や幅広い視点等を持った人材を養成する。特に、本学で実施される英語による専門科目の日本人学生の履修を通じた知的交流を促す。

(5) 様々なバックグラウンドを有する人材との交流により学生の視野や思考を広げるため、性別や国籍、年齢や障害の有無等の観点から学生の多様性を高めるとともに、学生が安心して学べる環境を提供する。⑬

評価指標	2-6-1 修士課程における日本人学生の英語による専門科目の総履修科目数について、学生一人当たり平均して必要単位 30 単位の 1 割以上である 4 単位（2 科目）相当の履修を維持する。
------	--

2-7 ミッドキャリアの実務家が国際的な交渉力や着眼点を養うことができる理想的な教育環境を維持するため、多様な国から優秀な留学生を集める。

評価指標	2-7-1 修士課程における留学生割合について、概ね 5 割以上を維持する。 2-7-2 世界銀行による国民総所得（GNI）に基づく国・地域別所得分類（Fiscal Year 2021）における Low income 及び Lower-middle income に分類される国からの留学生の割合を、少なくとも概ね 5 割を維持する。（1-1-2 再掲）
------	--

2-8 様々なステークホルダーへの協力依頼等、学生が安心して学べる環境を提供するため、奨学金等確保の取組を行い、特に優秀な学生を獲得する上で強みとなっている留学生の奨学金等経済的支援（海外政府等の派遣元機関負担を含む）の受給割合を高い水準で達成する。

また、希望する留学生は全員学生寮等に入居できる状態を維持する。

評価指標	2-8-1 留学生の高い奨学金等受給割合 8 割以上を維持する。 2-8-2 入寮を希望する留学生の入寮割合 10 割を維持する。
------	--

3 研究

(1) 地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。⑮

3 研究に関する目標を達成するための措置

3-1 2015 年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs) をはじめとした世界が直面する重要な政策課題に関し、持続可能な解決策を見出すため、本学に蓄積された政策知を更に発展させていく。このため、多様な研究者や実務家等が集い、活発に議論する場を提供するほか SDGs 達成等の社会課題解決に資する研究課題を重点的に支援する。また、科学技術イノベーション政策のための科学を推進する我が国の中核的な拠点として、客観的根拠に基づく政策形成の実現に向けた研究等を推進する。このような取組等を通じ、学術的・社会的にもインパクトのある研究成果を創出する。

評価指標	3-1-1 教員一人当たり平均の研究業績数について、年間概ね1件以上を維持する。(1-1-1再掲)
------	---

3-2 社会課題の解決に資するため、本学に蓄積された政策知等を活用し、国内外の政府及び政府関係機関等からの受託・共同研究等の受入を積極的に行う。

評価指標	3-2-1 受託研究の教員一人当たり平均の受入額及び件数について、第4期中期目標期間を通じて高い水準(第3期中期目標期間の実績(平均値)程度)を維持する。(1-2-2再掲)
------	--

3-3 教員の研究成果等の情報発信や、国の審議会・有識者懇談会等又は地方公共団体委員会等における活動を通じた政策提言を継続する。

評価指標	3-3-1 中央政府及び地方公共団体等の審議会・委員会などでの活動事例の随時情報発信。(1-3-1再掲)
	3-3-2 各種メディアを通じた情報発信の回数について、第4期中期目標期間中に教員一人当たり平均の情報発信数年間1.65回(第3期中期目標期間の最終目標値の1割増)以上を達成する。(1-3-2再掲)

(2) 若手、女性、外国人などの研究者の多様性を高めることで、知の集積拠点として、持続的新たな価値を創出し、発展し続けるための基盤を構築する。⑰

3-4 多様な国籍、幅広い年齢、様々な経歴を持つ教員の受入れにより、研究の多様性を確保し、政策研究に関する知の集積拠点としての基盤を確立する。そのため、年俸制、ジョイント・アポイントメント制度など各種人事制度の活用や、国内外の教育研究機関・政府関係機関や民間企業等との交流を通じ、教員の多様性を高める。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="828 156 985 347">評価指標</td> <td data-bbox="985 156 2072 347"> 3-4-1 外国人教員割合については、第3期中期目標期間中の平均値と比較して、第4期中期目標期間中にその水準を向上させる。 3-4-2 女性教員割合については、第3期中期目標期間中の平均値と比較して、第4期中期目標期間中にその水準を向上させる。 </td> </tr> </table>	評価指標	3-4-1 外国人教員割合については、第3期中期目標期間中の平均値と比較して、第4期中期目標期間中にその水準を向上させる。 3-4-2 女性教員割合については、第3期中期目標期間中の平均値と比較して、第4期中期目標期間中にその水準を向上させる。		
評価指標	3-4-1 外国人教員割合については、第3期中期目標期間中の平均値と比較して、第4期中期目標期間中にその水準を向上させる。 3-4-2 女性教員割合については、第3期中期目標期間中の平均値と比較して、第4期中期目標期間中にその水準を向上させる。				
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>(1) 内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。⑳</p> <p>(2) 大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用し、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。㉑</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>4-1 学内外の専門的知見を法人経営に生かすため、学長選考・監察会議において、毎年度、学長の業務執行状況について報告の聴取及び評価を行ない、その結果の公表を行うとともに、経営協議会において、引き続き、法定の審議事項以外の議題設定を積極的に行う。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="828 606 985 798">評価指標</td> <td data-bbox="985 606 2072 798"> 4-1-1 学長の業務執行状況について、学長選考・監察会議における報告の聴取及び評価の実施並びに評価結果の毎年度の公表。 4-1-2 経営協議会において、法定の審議事項以外の議題数（報告事項を除く）を、毎年度、全議題数の3割程度を維持する。 </td> </tr> </table> <p>4-2 日常的な保守・点検や予防保全の実施等により教育研究環境、大学運営環境を維持するとともに、気候変動に具体的な対策としてエネルギー消費量を減らす取組を実施する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="828 1085 985 1181">評価指標</td> <td data-bbox="985 1085 2072 1181"> 4-2-1 エネルギー消費量について、第5次国立大学法人等施設整備5か年計画に沿い、2016-2020年度の5年間平均と比較し、第4期中に平均5%削減する。 </td> </tr> </table>	評価指標	4-1-1 学長の業務執行状況について、学長選考・監察会議における報告の聴取及び評価の実施並びに評価結果の毎年度の公表。 4-1-2 経営協議会において、法定の審議事項以外の議題数（報告事項を除く）を、毎年度、全議題数の3割程度を維持する。	評価指標	4-2-1 エネルギー消費量について、第5次国立大学法人等施設整備5か年計画に沿い、2016-2020年度の5年間平均と比較し、第4期中に平均5%削減する。
評価指標	4-1-1 学長の業務執行状況について、学長選考・監察会議における報告の聴取及び評価の実施並びに評価結果の毎年度の公表。 4-1-2 経営協議会において、法定の審議事項以外の議題数（報告事項を除く）を、毎年度、全議題数の3割程度を維持する。				
評価指標	4-2-1 エネルギー消費量について、第5次国立大学法人等施設整備5か年計画に沿い、2016-2020年度の5年間平均と比較し、第4期中に平均5%削減する。				

Ⅲ 財務内容の改善に関する事項

(1) 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進める等、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤を確立する。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。⑳

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

5-1 社会環境が常に変化する状況下においても、国際機関、外国政府、独立行政法人や国等からの補助金等の獲得により、安定的な財務基盤に取り組むとともに、大学のビジョン・計画に沿った新たな取組や挑戦に機動的に着手するため学内予算の重点配分を実施する。

評価指標	5-1-1 寄附金、補助金等、外部からの資金受入れ額について、第4期中期目標期間中に2020-2021年度の2年間平均を上回る受入れを達成する。
	5-1-2 新たな取組や挑戦に機動的に着手することを促進するため実施している公募制の研究プロジェクト支援事業費について、第3期中期目標期間の最終年度と比較して予算の水準を維持する。

Ⅳ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

(1) 外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それをういたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。㉑

Ⅳ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

6-1 経営及び教育研究活動に関する各種情報の収集・分析を行い、毎年度学長、理事、副学長等を中心とする自己点検・評価を行い、法人運営に活用するとともに、その内容を公表する。このため、インスティテューショナル・リサーチ (IR) 関連情報の学内共有・活用を進め、データ集の作成と公表を行う。

評価指標	6-1-1 インスティテューショナル・リサーチ (IR) 実施計画に基づく関連情報の公表。
	6-1-2 自己点検評価活動等を通じた改善事例や好事例の公表。

6-2 大学公式ニュースレターを広く国内外のステークホルダーに発信するとともに、国内外の政府及び政府関係機関等の学生派遣元機関の訪問や意見交換の実施、同窓会開催支援を通じた修了生との議論の場の提供、国際機関等の奨学金拠機関による外部評価の実施や意見交換等を通じて、法人経営に対する理解・支持を獲得する。

評価指標	6-2-1 大学公式のニュースレター配信アドレス数（現在約9,200件）の1割以上増を達成する。
	6-2-2 教育プログラムの改善、特徴ある取組や好事例に係わる情報の発信。

V その他業務運営に関する重要事項

(1) AI・RPA (Robotic Process Automation) をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。⑳

V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置

7-1 デジタル技術を活用し、電子決裁、テレワーク、オンライン会議体制の構築、定型業務処理の省力化などを推進することにより、業務の効率を向上させるとともに業務の継続性を確保する。

評価指標	7-1-1 事務組織である大学運営局職員の平均テレワーク実施率を週1日以上とする。
	7-1-2 ペーパーレス化を推進するため、運営局の複合機における使用ペーパー数を2016-2019年度の4年間平均と比較し、第4期中に平均20%削減する。

7-2 情報セキュリティ確保のため、情報セキュリティに係る研修、監査、標的型攻撃メール訓練等を実施し、その結果もふまえ、適切な体制、運用の見直しを実施していく。

評価指標	7-2-1 標的型攻撃メール訓練の年1回以上の実施
	7-2-2 情報セキュリティに係る必要な研修を毎年度実施し、本務教職員全員（休職中の者等を除く）の出席を義務付け、正当な理由なく欠席する者をゼロにする。

(その他の記載事項)

8-1 年俸制、テニユア・トラック制度、ジョイント・アポイントメント制度、任期付教員制度等の各種制度を効果的に活用し、また、外国人教員、女性教員の割合の水準を維持・向上するなど、多様性を確保しつつ、柔軟に人員の適正配置を実現する。

8-2 法人のコンプライアンス確保のため、監事をはじめ弁護士、税理士、社会保険労務士や監査法人などの外部専門家との連携を図り、法務・会計等の事務に当たるとともに、法令違反行為、ハラスメント行為等の通報等に係る学外窓口を引き続き設置する。

8-3 研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用等について、国のガイドライン等を踏まえつつ、学長の強いリーダーシップのもと、その防止等のための適切な措置を講ずる。特に、研究費不正防止については、令和3年に改正されたガイドラインを踏まえ、内部統制のPDCAサイクルの徹底、コンプライアンス教育・啓発活動の継続的な実施、監査機能の強化等、研究費不正を起こさせない環境を構築し、必要に応じて見直しを行う。

8-4 衛生委員会等を中心に、安全管理・健康管理に関し、組織的な対応を継続的に実施する。

8-5 多種多様な国々からの留学生に特に配慮し、保健管理センターと緊密に連携して、学生に対して、公衆衛生などを含めた健康・安全管理の教育を実施する。

8-6 教職員に対し、マイナンバーカードに関する情報提供を実施し、取得を促進する。